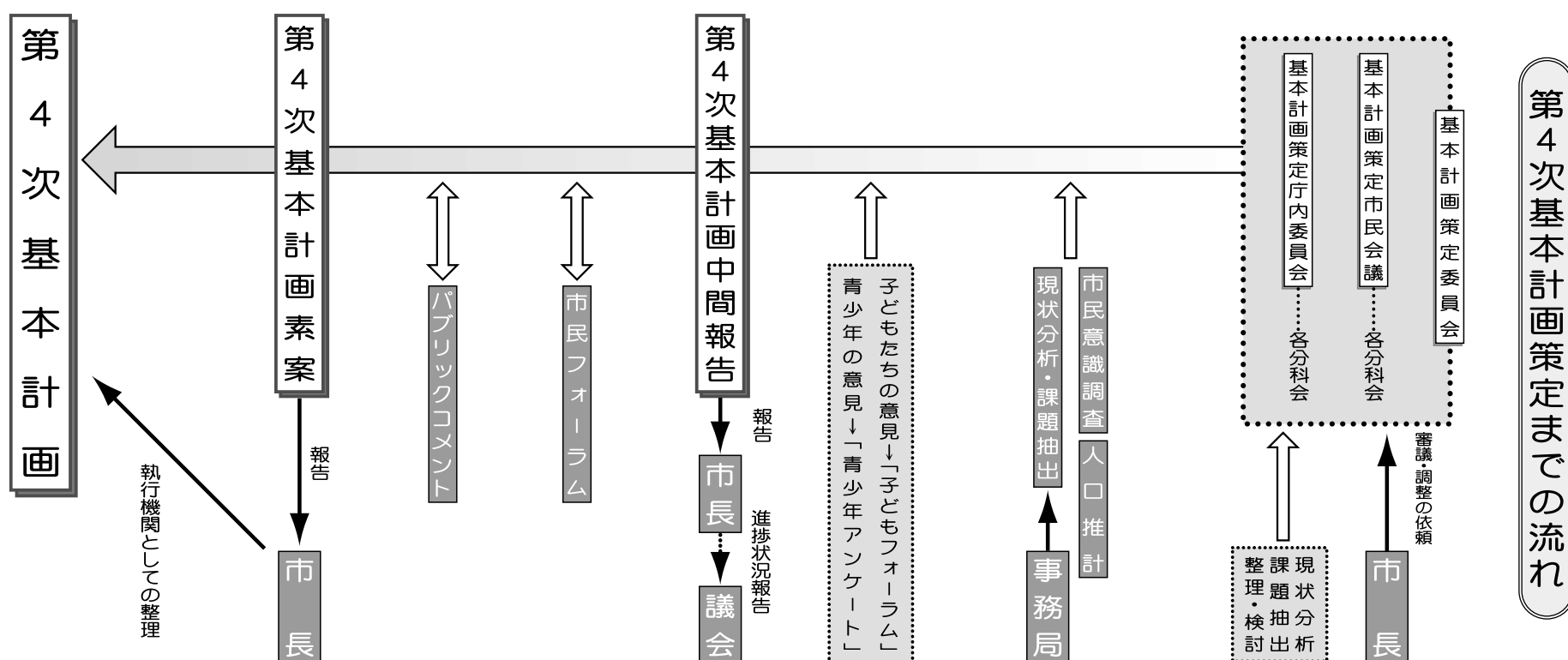


第4次基本計画が策定されました

基本構想の目標「水と緑の住宅都市」を実現するため、平成17年度から21年度までの5年間のまちの姿を展望した、第4次基本計画が策定されましたので、そのあらましを紹介します。

なお、「第4次基本計画」は、市役所4階の企画調整課において販売しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。

〔問い合わせ〕企画調整課



策定の背景

第4次基本計画の策定に当たっては、各種データに基づき、市政を取り巻く現状と動向を把握し、また、時代の潮流を「人口減少と少子高齢化」、「国際化と地域社会」、「循環型社会の実現と環境保全」、「高度情報化と情報リテラシー」、「個性・創造力への期待、スローライフの時代」、「安全で安心できる社会」、「参加と協働の時代」の7つのテーマで展望しています。

特に本格的権限委譲の推進や景気低迷、その対策としての減税措置などによる歳入減といった財政構造の急激な変化による地方財政の硬直化は、避けることができない課題です。

これらの実施結果については、基本計画の中の「策定までの取り組み等について」に、概要をまとめています。

第3次基本計画（平成12年度）16年度）の進捗状況

第4次基本計画の策定に当たっては、第3次基本計画の施策の方向」の基本的部分を引き継ぎながら、時代に即した新たな課題に取り組むために、まず、第3次基本計画の進捗状況を整理しています。

その概要を、第3次基本計画の各章ごとにお知らせします。

第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり

調布都市計画道路3・4・3号線（世田谷通り）の計画区間の整備がすべて完了しました。その他路線についても整備が進められています。また、駅前広場や側道などの整備が完了し、さらに周辺地区の整備計画の検討

第2章 安全で快適な都市を目指す生活環境づくり

災害対策として、耐震性貯水槽の整備など、設備や物資の充実や防災意識の普及に努めてきました。新潟県中越地震で被災

した新潟県川口町へは、市民の協力を得ながら人的、物的支援を行いました。

犯罪を抑止するために市内循環警備の防犯パトロールを実施し、児童・生徒に防犯ブザーを配布しました。

第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり

基本健康診査などの充実や、気軽に相談ができるよう、各地域センターで健康相談を実施しました。

また、あいとびあセンターのプールを利用した健康増進事業に取り組みました。

支援費制度導入を受け、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を行う「多摩南部成年後見センター」を、5市共同で設立しました。

また、特別養護老人ホームこまえ正吉苑」が開所され、在宅介護支援センターが3カ所になるとともに、相談員を配置するなど、相談や苦情に応じる体制を整備し、円滑な推進に努めました。

高齢者の生活の場として、シニアバーニアいずみ、高齢者グループホームが開設されました。また、障がい者の就労機会の拡大として、第三福祉作業所の設置や新たに知的障がい者生活寮が開設されました。

児童の健全育成のため、学校施設を活用した子どもフリースペースの実施や「小学生クラブ」の開設、学童クラブの機能を含んだ新子どもフリースペースの試行などに取り組みました。

また、多様な保育ニーズに応じて、子どもショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業などを実施し、保育サービスの充実に努めました。乳幼児医療費助成の所得制限を4歳児まで撤廃しました。

第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

各学校の特色をいかした総合学習の推進や少人数授業講師派遣事業などを実施し、教育相談業務の充実やインターネット環境の整備、中学校におけるミルク給食と弁当あつ旋、図書館援助員配置などの環境整備を進めました。

また、保護者や地域との連携を深めるため、学校運営連絡協議会を設置し、和泉小学校の開校、第二・第七小学校の統合推進など適正規模・適正配置の具

体化を図りました。市民大学の開校、近隣市との図書館の相互利用や図書館ホームページの開設、ブックスタート事業、施設予約システム導入など学習支援のための環境整備に努めました。

スポーツ振興基本計画の策定や、体育協会との連携を深めました。また、新潟県川口町と地域センター運営協議会による「よりあいつこ」の実施など、ふるさと友好都市との交流を推進しています。

青少年健全育成活動を進めるため、薬物汚染防止対策会議や健全育成活動実施委員会を設置し、市民主体の体制づくりに努めてきました。

荒井家住宅主屋を復元し、古民家園を開園しました。町会等の組織化支援に取り組み始めるとともに、新たに谷戸橋地区センターを開設し、市民活動を支援するための市民活動

情報誌「わっこ」を創刊しました。

国際化の一環として、外国人相談の充実や国際ボランティアを立ち上げ、生活支援を視野に入れた活動を始めました。

情報基盤確立のため、市ホームページの開設や統合地理情報システムの導入などのほか、電子申請・電子調達システムを導入しました。

男女平等推進プランの策定や男女平等推進情報誌「こまえーる」の発刊など、男女平等意識の啓発に努めました。

第5章 活気あふれる都市を目指した産業の振興

商業振興として、事業者に対する資金融資の充実や、身近で利用しやすい商店街を目指すため、商店宅配システム事業を実施するとともに、魅力ある商店街づくりを推進するために商店街振興プランを策定しました。

市内製造業を中心に、その実態を総合的に調査および分析し、今後の課題と方向を明らかにするため工業振興ビジョンを策定しました。

農地の計画的保全や維持、市民農園の充実に努め、後継者育成事業の支援や野菜直販事業、農業まつり等を支援し、ふれあいを大切にした都市農業を推進しています。

観光・イベントでは、ほおずき夏祭り等各種イベントの充実に努めました。

消費者団体の育成や、消費生活講座を開設し、悪質商法等の被害が広がる中、消費者相談の充実を図りました。

第4次基本計画各論のあらまし

分野ごとに5つの章立てとし、章のなかに、節を設け、項・包括的事業・施策の方向と分類してまとめています。

ここでは、項を中心にお知らせします。

第1章 美しい都市景観を目指した基盤づくり

■第1節 住宅都市にふさわしい快適な道路・交通環境づくり

市内の大小さまざまな道路について、役割と機能に応じた整備計画を立て、必要性、緊急性などの視点から、優先順位を付けた「道路整備」と、その道路を利用している歩行者、自転車、自動車などが安全、安心、便利に通行できるような「交通環境」の整備について述べています。

①市街地の道路基盤づくり

骨格となる3路線は、平成21年度までに、すべて着手または完成を目指す。市内幹線道路や生活幹線道路は、現在着手している路線の整備を促進します。

それ以外の路線についても必要性、緊急性などを考慮しつつ、整備計画を具体化するよう検討していきます。また、市内幹線道路の整備にあわせて、電線類の地中化ができる箇所を選別していきます。

②便利な交通環境づくり

歩行者や自転車が安心して通行できるように、総合的な交通体系の確立を目指す。特に危険なエリアなどには、歩行者と自

動車の共生や自動車の流入を抑える方法を検討します。また、生活道路について4m以上の幅員を確保するよう努めます。

さらなる交通不便地域の解消に向けた手法を検討するとともに、事業者への駐車場設置の要請や放置自転車の取り締まり、新たな駐輪場の確保などに取り組んでいきます。

■第2節 計画的なまちづくりと美しいまちなみの実現

より高度な商業機能、交通機能を持たせるような計画の策定や整備手法を検討し、より一層の発展を目指す「拠点形成」や、多くの緑に恵まれた環境や資源を存分にいかした「都市景観」と、その緑を守りつつ、さまざまな事情や需要に対応できるように適切な「土地利用」について述べています。

①特徴ある拠点地区の形成

都市拠点である粕江駅周辺について、北口は4・5番地区の地区計画と通称三角地の将来計画の具体化に努めます。南口はロータリーの改修整備、歩道の拡幅、周辺の一体的な整備手法を検討します。また、喜多見駅、和泉多摩川駅周辺地区や都市計画道路沿いの地区については、それぞれの持つ機能と整合性を図りながら、整備の検討をしていきます。

②土地利用の規制・誘導

良好な住環境を確保するため、土地地区画整理事業や地区計画の策定を進めるとともに、市民発

意や地域の特性をいかした土地利用を図ります。また、緑豊かな都市イメージを実現するため公共用地の確保に努めると同時に、利用度が低い、または使われていない公共用地の活用方法を検討します。また、地域の実情に合わせた適切な土地利用が実現できるよう誘導するとともに、違反建築への対応を強化していきます。

③美しい都市景観づくり

地区計画などを活用し、地域の景観を先導する景観づくりに努めます。また、良好な景観形成を図るため、その指針となる計画などの策定を検討します。

第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり

■第1節 安全で安心な生活環境づくり

市民生活の安全と安心を確保することは、まちづくりの基本です。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震での教訓をいかし、都市型災害に対する「防災体制」、市民意識調査の結果に裏付けられた市民の最大関心事である「防犯体制」、交通安全都市宣言を効果あるものとする「交通安全対策」について述べています。

①災害に強いまち

災害対策の各種施策は、地域防災計画で定めていますが、国や都などの防災計画との整合性を図りつつ、新潟県中越地震での支援活動を踏まえ、懸念されている首都直下型大規模地震を想定し、災害対策を見直します。また、建築物の耐震化を促進

することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

②犯罪に強いまち

警察や関係団体と連携して、犯罪のない明るい地域社会の実現に向け、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の未然防止に努め、防犯施設の整備も含めた地域ぐるみの防犯活動を進めます。

③交通安全対策の充実

交通安全運動の取り組みとともに、違法駐車等の取り締まりを強化要請し、交通マナーの醸成に努めます。

■第2節 環境にやさしい社会づくり

市民・事業者・市がそれぞれの責務のもとに取り組む、人と環境との共生を重視した「環境保全の推進」や、ごみ減量化・リサイクルを推進する「循環型社会の形成」について述べています。

①環境保全の推進

環境基本計画に基づき、市民・事業者・市が一体となった総合的かつ計画的な環境づくりに努めます。学校や地域での環境教育に努めるとともに、地球温暖化、ヒートアイランド化など新たな地球環境の課題にも取り組みます。

②循環型社会の形成

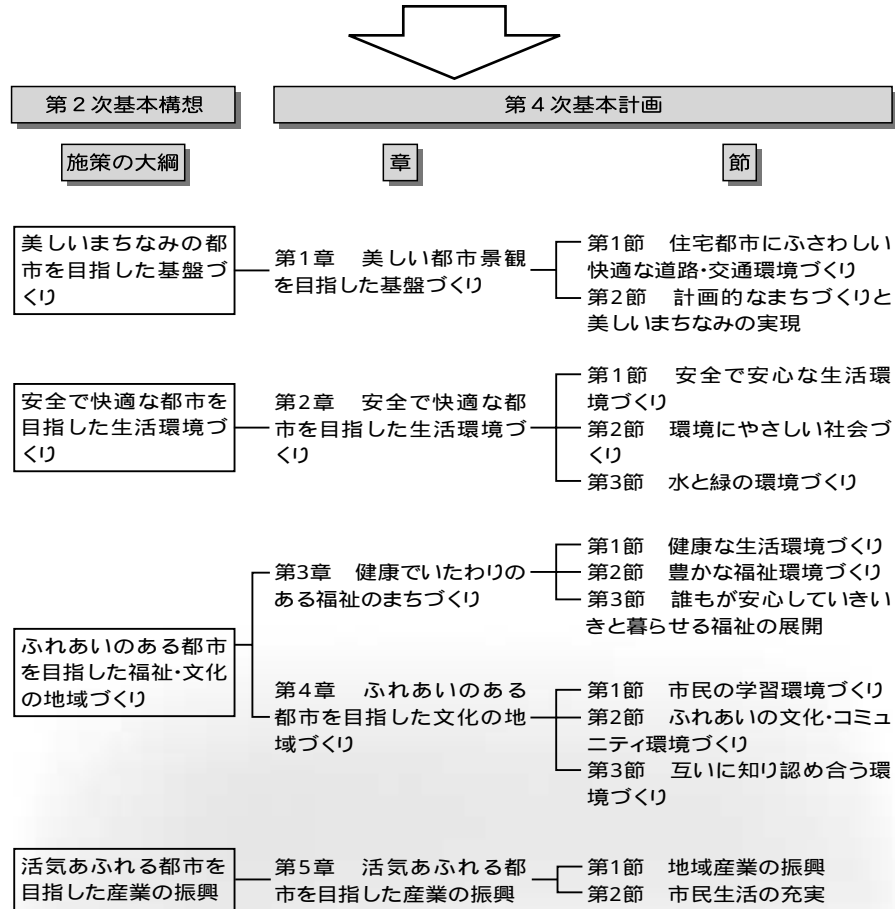
さらなるごみの資源化、再利用化を目指す。資源リサイクルルートの円滑化・安定化を図るとともに、ごみ問題や環境問題に対する市民活動拠点の整備を検討します。また、清潔で美しいまちを守るため、ポイ捨てマナーアップ運動等にも取り組みます。

第 4 次基本計画体系図

第 2 次基本構想

基本構想とは、市町村のまちづくりの最も基本的な指針として、地方自治法により策定が義務付けられているもので、市では、平成 2 年 6 月に市議会の議決を経て定めました。

そこでは、市の将来都市像を「水と緑の住宅都市」と構想し、良好な住環境を守り、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。



る支援や就労支援、また、経済的困難者への適正な支援に努めます。

■第 3 節 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開

誰もが安心していきいきと暮らせる福祉の展開

一人ひとりの実情に応じた相談支援が受けられるように、横断的な視点から福祉サービスを総合的に支援する体制の確立に努めます。さらに、市民が地域でお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

また、道路、公共的な建物等が、すべての人にとって利用可能であるように、福祉のまちづくり環境の整備を推進します。

②生活の安定と自立の促進

いつまでも住み慣れた地域で、安定して自立した生活が求められるように、シルバーピアやグループホームなどの住宅に関する

の充実に努めるとともに、子育て相談体制の強化や児童虐待防止など子育て環境づくりに努めます。

■第 4 章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

第 1 節 市民の学習環境づくり

教育は、家庭や学校、社会生活のさまざまな場面を通じて生涯にわたって身に付けていくべき課題として総合的に捉え、その充実や支援のための取り組みなど、「学習環境」づくりについて述べています。

①学校教育環境の充実

学校教育を活性化し、魅力あるものにするために、特色ある学校づくりや障がいのある子どもたちなどが学びやすい環境づくりを進めます。学校・家庭・地域社会との密接な連携を図るため、開かれた学校づくりを進めます。

また、学校の施設・設備については、総合的な教育資源として活用できるよう整備を進めます。ニーズを把握しながら、地域の学校として十分な教育活動が行われているか、評価活動を実施し、学校運営の充実・改善に努めていきます。

②生涯学習と時代に即した社会教育等の展開

生涯学習のあり方を検討するとともに、当面の課題として、各人の生涯学習を充実させるための支援を進めていきます。また、社会教育団体に対する支援と情報発信・提供や各種施設開放の推進・拡充を図っていきま

す。本と親しむ環境醸成や情報提供機関として図書館サービスの充実を図ります。子どもフリースペースを拡充するとともに、青少年を対象とした活動場所の確保を検討していきます。

③スポーツ・レクリエーションの振興

障がい者スポーツ振興や学校部活動の支援等への対応や総合型地域スポーツクラブの育成のために、働きかけを行います。

また、民間スポーツ施設の市民開放要請に継続して取り組むとともに、多目的活用を視野に入れ、学校施設複合化の検討を行います。

川口町民と市民との交流を深める体制づくりを進めるとともに、市民交流が進んでいる小菅村については、ふるさと交流の視点から支援することを検討します。

④青少年の健全育成

行政と市民が共に考えながら幅広い取り組みを進めるため、青少年健全育成活動について理解を深めるための情報提供を行うとともに、それぞれの立場において、その役割を担ってもらえるように努めます。

■第 2 節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり

文化・芸術活動と身近にふれあえるような環境醸成や古民家園の環境整備を図ること、文化財を市民の共有財産として活用することなど、ふれあいの文化の醸成と防災や防犯、福祉の面からも、地域の組織化や地域全体の有機的な「ネットワークづくり」を支援することについて述べています。

■第 3 節 水と緑の環境づくり

狛江らしい水辺環境を維持継承するための「水辺環境の整備と水の循環」、市街地の公園整備をはじめ都市緑化に関して取り組む「都市緑化の推進」について述べています。

①水辺環境の整備と水の循環

川に親しみ、川に住む生物とふれあい、遊び学ぶ施設として「水辺の楽校」事業を推進し、市に残された水と緑のオアシスとして多摩川や野川の総合的な保全と利用を図ります。

上水については、東京都の多摩地区水道経営プラン 21 に基づき、都への円滑な業務移行を進めます。下水については、野川の清らかな水環境を創出するため、合流式下水道改善に努めます。

②都市緑化の推進

狛江市緑の基本計画に基づき、樹木、樹林、生け垣等の緑化の推進に取り組みます。公園の計画づくり、管理・運営への市民参加等協働による取り組みを推進します。和泉多摩川緑地については、引き続き都立公園として活用できるように要請していきます。旧水路敷の活用と併せて、ポケットパークなどのオープンスペースの整備に努めます。

第 3 章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり

■第 1 節 健康な生活環境づくり

健康でいきいきとした生活をおくるためには、日常の自己管理が大切ですが、個人を支える

地域社会の環境も重要です。そのための「健康づくり」や「地域医療環境」について述べています。

①健康づくりの推進

自分の健康は自分で守れるように、健康診査の受診枠の拡充や運動処方への提供に努め、健康意識の向上を図ります。また、地域社会全体で健康づくりを実践できるように、健康づくり推進体制の強化に取り組めます。

②地域医療環境の整備

個人の日常の状態を熟知したかかりつけ医の普及啓発に努めます。また、必要なときに適切な医療が受けられるように、休日・夜間診療事業を推進します。

■第 2 節 豊かな福祉環境づくり

誰もが、いつでも必要な福祉

サービスを受けられ、安定した生活が求められるようなまちづくりを目指した「地域福祉環境」について述べています。

①地域福祉の基盤整備と推進

一人ひとりの実情に応じた相談支援が受けられるように、横断的な視点から福祉サービスを総合的に支援する体制の確立に努めます。さらに、市民が地域でお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

また、道路、公共的な建物等が、すべての人にとって利用可能であるように、福祉のまちづくり環境の整備を推進します。

②生活の安定と自立の促進

いつまでも住み慣れた地域で、安定して自立した生活が求められるように、シルバーピアやグループホームなどの住宅に関する

の充実に努めるとともに、子育て相談体制の強化や児童虐待防止など子育て環境づくりに努めます。

■第 4 章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり

第 1 節 市民の学習環境づくり

教育は、家庭や学校、社会生活のさまざまな場面を通じて生涯にわたって身に付けていくべき課題として総合的に捉え、その充実や支援のための取り組みなど、「学習環境」づくりについて述べています。

①学校教育環境の充実

学校教育を活性化し、魅力あるものにするために、特色ある学校づくりや障がいのある子どもたちなどが学びやすい環境づくりを進めます。学校・家庭・地域社会との密接な連携を図るため、開かれた学校づくりを進めます。

また、学校の施設・設備については、総合的な教育資源として活用できるよう整備を進めます。ニーズを把握しながら、地域の学校として十分な教育活動が行われているか、評価活動を実施し、学校運営の充実・改善に努めていきます。

②生涯学習と時代に即した社会教育等の展開

生涯学習のあり方を検討するとともに、当面の課題として、各人の生涯学習を充実させるための支援を進めていきます。また、社会教育団体に対する支援と情報発信・提供や各種施設開放の推進・拡充を図っていきま

す。本と親しむ環境醸成や情報提供機関として図書館サービスの充実を図ります。子どもフリースペースを拡充するとともに、青少年を対象とした活動場所の確保を検討していきます。

③スポーツ・レクリエーションの振興

障がい者スポーツ振興や学校部活動の支援等への対応や総合型地域スポーツクラブの育成のために、働きかけを行います。

また、民間スポーツ施設の市民開放要請に継続して取り組むとともに、多目的活用を視野に入れ、学校施設複合化の検討を行います。

川口町民と市民との交流を深める体制づくりを進めるとともに、市民交流が進んでいる小菅村については、ふるさと交流の視点から支援することを検討します。

④青少年の健全育成

行政と市民が共に考えながら幅広い取り組みを進めるため、青少年健全育成活動について理解を深めるための情報提供を行うとともに、それぞれの立場において、その役割を担ってもらえるように努めます。

■第 2 節 ふれあいの文化・コミュニティ環境づくり

文化・芸術活動と身近にふれあえるような環境醸成や古民家園の環境整備を図ること、文化財を市民の共有財産として活用することなど、ふれあいの文化の醸成と防災や防犯、福祉の面からも、地域の組織化や地域全体の有機的な「ネットワークづくり」を支援することについて述べています。

① 市民文化の醸成

幅広い世代に向けた文化・芸術活動の情報発信や、市民の施設利用促進などに努めます。市内の歴史・文化遺産の拠点として、博物館（郷土資料館）設置の検討や、古民家園については、長屋門等屋敷構えの整備ができるよう、財政事情を考慮しつつ検討します。

② コミュニティづくり、協働型まちづくり

町内会や自治会等の組織化や既存組織の活性化を図るための支援を行うとともに、行政および組織間のネットワークづくりを進めます。市民活動情報誌の充実を図るとともに、既存の公的施設の拡充や再使用により市民活動支援センターを設置します。

■ 第3節 互いに知り認め合う環境づくり

「外国籍市民に対する取り組みや国際交流」、「平和と人権」の相互の關係に着目した意識醸成、国や都の情報化施策に合わせた「情報環境の整備」、「男女平等参画社会の実現」に向けた取り組みについて述べています。

① 基本的人権を尊重した平和なまちづくり

平和宣言都市としての取り組みを進めるとともに、人権意識の醸成を図ります。

② 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画に向けて、広く市民意識の醸成を図るため、情報提供を進めます。

また、市民意識調査においてニーズが高い「保育、介護等福祉施策の充実」や「就労機会の拡大」についての取り組みを進

めます。

③ 国際化時代の環境づくり

外国籍市民が不自由なく暮らせるように、相談業務や生活情報等の提供を充実させます。また、国際交流事業を推進していきます。

④ 情報化社会への環境づくり

情報セキュリティ意識の向上や物理的なセキュリティを高めることを重要視し、24時間365日ノンストップ・ワンストップサービスの実現に向けて情報格差の問題が生じないよう配慮しながら環境整備を進めます。

第5章 活気あふれる都市を目指す
指した産業の振興

■ 第1節 地域産業の振興

地域産業はまちに豊かさとして力を与え、その振興は市にとっても中心的、重要な役割を果たします。しかし、経済界全体の低迷のなかで時代変化に即応した即効性のある振興策が求められています。

ここでは、市内の「商業」、「工業」、「農業」の振興について述べています。

① 商工業の振興

小規模事業者が多い市の商工業の経営基盤強化を図ります。コンパクトな行政面積をいかした地域に密着したサービス形態の研究や、魅力的で特徴のある商店街づくり、新規事業参入者への支援、異業種間の交流促進など、市にふさわしい商工業振興に取り組みます。

② 都市農業の振興

都市農業の多面的な側面をいかすよう、農産物の安定した供

給と安全性の確保、そして消費者へのPRや市内農産物のイメージアップの拡大等、生産緑地を中心に農地保全対策を検討し、計画的保全と維持管理を図ります。

さらに、庭先販売などの直売

所施設の充実に努めるだけでなく、市民に都市農業への理解を深めてもらうために、農家との交流や市民農園の充実に努めます。

■ 第2節 市民生活の充実

経済波及効果が高く地域産業の振興にもつながる「観光・イベント」や、遺伝子組換え食品、不当請求など消費者を取り巻く新たな課題解決のための「消費生活」について述べています。

① 観光・イベントの振興

市内の自然や歴史資源をいかした観光の創出や、映画やドラマの撮影協力などについて検討します。

また、市民がより参加しやすいイベントの企画や検討を行うとともに、すでに実施している各種イベントについては、積極的に情報提供するなどPRを強化していきます。

② 消費生活の充実

トラブルを未然に防ぐ意味でも消費者への働きかけは重要です。消費生活に関する苦情、相談などに対応するため、消費生活相談を充実するとともに、消費者ニーズに合わせた適切な処理を図るため、都や関係機関との連携を強化します。特に最近ではトラブルの多い、悪質業者に関する情報について広報やパンフレット等で情報提供していきます。

市民会議の声

第1分科会

景観・道路・交通等

狛江三叉路から水道道路までを優先して整備すること。
モデル地区を作って一部自転車専用レーンを設けるなどして、自転車と歩行者のすみ分けをすること。

低層住宅地に大規模開発が行われる際に、地区計画や建築協定を併せて実施すること。

住宅整備拡大による自然環境の喪失を防ぐため、住宅集中地区と自然保護地区のすみ分けを明確にすること。

学校の跡地の利用、処分について、早急に市民参加や議会承認手続きの検討を進めること。

水と緑の環境をバランスよく維持するため、建築条件を遵守させて住宅環境の維持を図ること。

歴史的なまちなみの確認と整備、保全を行うこと。
景観条例を策定し、高層建築



第1回市民会議風景

第2分科会

防災・安全・環境等

を地域限定すること。また、建物や看板の色を規制すること。
避難所への誘導力を高めるため、夜光性の標識設置の検討を行うこと。

災害時の食料、日用品の供給に関し、コンビニエンスストア等との協定締結を進めること。

防犯協会等の既存組織と連携し、町丁単位の市民参加防犯体制を整備すること。

自動車のスピード抑制策を危険な交差点に施工すること。

通学路および学校内に専門巡回員の配置を検討すること。

ヒートアイランド現象抑制のため、マンションなどの屋上緑化を推進すること。

たばこのポイ捨てを禁止すること。

ESCO事業者（省エネルギー・省エネ計画を策定すること。省エネ化計画を策定すること。

水辺環境の利用の便を図る場所と、人を遠ざけて自然の回復を図る場所を区分けすること。
トイレ洗浄水量削減運動を促進すること。

第3分科会

健康・福祉・子育て等

高齢者が安心して運動できるように専門家・理学療法士などを配置すること。
公共施設などを有効活用し、

福祉のボランティア活動の場を提供すること。
公共施設のバリアフリー化に取り組むこと。

市役所に就業支援セミナーや地元企業の求人ニーズの発掘などを行う、就業支援センターを設置すること。

敬老金の見直しなどを行い、新たな高齢者の生きがいづくりを検討すること。

手軽に介護サービスが提供され、利用できるように体制の整備や、手続きの簡素化を図ること。

障がい者自身のコミュニケーション（自己表現）能力の育成に取り組むこと。

支援費制度のサービス利用について、プログラミングできる担当者（専門員）を配置すること。

家庭で不要になった児童図書を活用するなど、子ども向け図書を充実すること。

児童虐待防止から乳幼児健康診査を受診しない家庭に対する訪問を実施すること。

第4分科会

教育・文化・スポーツ等

少人数学級の実現に向けて努力すること。

体験学習の機会を拡充すること。

不登校児童・生徒が安心して過ごせる場所の確保に努めること。

学校選択制について検討すること。

教育ボランティア制度の導入を検討すること。

自校方式にこだわらず、中学校給食の早期実現に向け努力す

ること。

生涯学習指導者の育成・支援を図ること（生涯学習市民リーダー登録制の導入等）。

あいさつなどの基本習慣の醸成を図ること。

博物館の持つ郷土資料の展示機能は古民家園の充実に委ね、新しい拠点、生きた博物館として活用すること。

市民活動をサポートできる人材育成と情報提供をすること。

情報提供を充実させ、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりを推進すること。

「こまえ男女平等推進プラン」の実現を図ること。

個人情報を守るため、セキュリティに最大限努力すること。

第5分科会

産業・地域活性等

通称三角地に、市内のさまざまな情報を提供する情報発信基地を設置すること。

商業PR活動（個性のある店づくり・地域ブランドの開発）に取り組むこと。

住宅と店舗の融合を図ること。
空き店舗の有効利用に取り組むこと。

市内に花を増やすまちづくりに取り組むこと。

農業体験の場としての市民農園を増やすこと。

フィルムコミッションへの参加を検討すること。

多摩川から古民家園までの散策コースの設置など、新名所づくりに活用すること。

市民が参加しやすく、まちおこしにつながるような中心イベントを検討、企画、実施すること。